

令和 6 年 3 月 12 日

第 3 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和6年第3回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年3月12日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 205号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号1 農地中間管理事業の推進に関する法律による農
番号11 用地利用集積等促進計画について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局職員（係長） 坂田 尚昭

事務局職員（主査） 波多野 裕

7. 会議の概要

係 長 　　ただ今から、令和6年第3回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
　　それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議 長 　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 　　それでは、議事録署名委員は、2番田代カズヨ委員、5番時松達也委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議 長 　　日程第2 議案第1号番号1「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 　　議案書の1ページを開いてください。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見がありますが、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。令和6年3月12日提出。小国町農業委員会会長石松雄平です。

　　議案第1号番号1、農地の所在は、大字西里字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況地目共に田、転用面積は、389㎡です。権利は、賃貸借。譲渡人、譲受人は記載の通りです。転用目的は、還元井として転用することです。詳細は、資料1をご覧ください。1ページから2ページが許可申請書の写しです。3ページが土地使用承諾書、4ページから6ページが事業計画書ページです。7ページに工事の工程表、8ページが配置図、9ペー

ジが排水計画図、10 ページが航空写真です。11 ページが現地立
会時の写真、12 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野委員から報
告をお願いします。

4 番 この案件については 3 月 6 日に私と佐藤三代司推進委員、
事務局で現地を確認しました。現地は、不耕作地の土地でした。
転用者の事業実施のために農地の一部を転用するとのことです。
必要最低限面積でおこなうとのことで、やむおえない転用と思
われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明
について、発言のある方は挙手願います。

5 番 前回の還元井の転用とは、別の案件と思いますが、前回の申
請地では、うまくいかなかったため今回の申請地で掘削をする
のでしょうか。

事 務 局 1 月に申請した還元井の掘削は順調に進んでおり、予定通り還
元井として利用します。今回の申請地も新たに掘削工事をし、
還元井として利用するとのことです。

5 番 還元井とし利用するということは、配管を今回の申請地まで
設置すると思いますが、配管設置の計画は決まっているのでし
ょうか

事 務 局 還元井として利用できる方針になれば、配管をすることにな
りますが、現在の想定では、還元井へ接続する配管経路は、約
100m先の現在敷設されている還元配管と同経路を延長して接
続するとのことです。延長部分については、現在の予定では農
地に配管を設置しない方針で進めています。もし、予定が変更
となり、農地に配管を設置せざる負えないことになった場合は、
相談しますとの話しをいただいています。

7 番 2 ページの事業の操業期間が永久期間となっておりますが、3 ページの土地使用承諾書には 17 年間と記載があります。とりあえず 17 年間の利用契約なのでしょうか。

事務局 17 年間の賃貸借契約し、土地を利用することになっております。期間満了後も随時更新することです。所有権移転は、おこなわずに永久的に転用者が利用していくことになっております。

5 番 周辺農地への影響は無いのでしょうか。

事務局 隣接地で営農をされている農地は無く、山林、河川に囲まれているような場所になります。排水等も耕作されている農地付近を流れることは無く、側溝を通り河川へ放流されます。周辺農地への影響は無いと考えられます。

5 番 申請地では、稲作をされているのでしょうか。

事務局 申請地では、耕作されておりません。保全管理をされているような状況です。

議長 それでは採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第 1 号番号 1 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第 3 議案第 1 号番号 2「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号番号 2、農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況地目 2 筆共に田、転用面積は、1,374 m²です。権利は、

賃貸借。譲渡人、譲受人は記載の通りです。転用目的は、還元井掘削の資材置場等として2年間の一時転用することです。詳細は、資料1をご覧ください。13ページから14ページが許可申請書の写しです。15ページが土地使用承諾書、16ページから18ページが事業計画書です。19ページに工事の工程表、20ページが配置図、21ページが給排水計画図、22ページが航空写真です。23ページが現地立会時の写真、24ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野委員から報告をお願いします。

4 番 この案件も3月6日に私と佐藤三代司推進委員、事務局で現地を確認しました。こちらの農地も現地は、不耕作地の土地でした。転用者の事業実施のために農地の一部を一時的に転用することです。必要最低限の期間と転用面積でおこなうことで、やむおえない一時転用と思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 申請地への進入路は、守護陣温泉を通過して行くのでしょうか。

事 務 局 進入路は、岳の湯・はげの湯方面の町道からファームロードに入り、橋の手前に申請地へ続く進入路があります。

6 番 一時転用終了後に原形復旧をしますと記載がありますが、畦まで作らないと田にならないと思いますが、どこまで原形復旧されるのでしょうか。

事 務 局 一時転用終了後は、田として利用できるように原形復旧されます。

6 番 畦まで復旧されるということですか。

事 務 局 そうです。地目が田であれば、畦があることが通常です。

議 長 それでは採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 1 号番号 2 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 3 議案第 2 号番号 1 から番号 1「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書 3 ページを開いてください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認(利用権貸借)ではありますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。令和 6 年 3 月 12 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平でございます。

議案第 2 号番号 1 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,652 m²です。内容は、新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、ケールです。期間は 3 年の賃貸借。以下記載の通りです。

続いて番号 2 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,166 m²です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は 5 年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号 3 です。農地の所在は、大字上田字木船迫〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇、字〇〇の 10 筆です。登記簿地目は田が 9 筆、畑が 1 筆、現況地目が 9 筆、畑が 1 筆です。面積は、744 m²、570 m²、469 m²、2,127 m²、1,428 m²、1,190 m²、3,831 m²、584 m²、596 m²、786 m²、合計 12,325

㎡です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻等です。期間は10年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号4です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、大字西里字〇〇の5筆です。5筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,119㎡、1,414㎡、409㎡、20㎡、1,709㎡、合計4,671㎡です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は5年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号5です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇の2筆です。2筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、661㎡、1,441㎡、合計2,102㎡です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は5年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号6です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の6筆です。6筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、877㎡、680㎡、1,512㎡、1,472㎡、1,441㎡、657㎡、合計6,639㎡です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、水稻です。期間は3年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号7です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇の2筆です。2筆共に登記簿地目は畑、現況地目も畑です。面積は、2,711㎡、1,365㎡、合計4,076㎡です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、ほうれん草です。期間は2年の賃貸借。以下記載の通りです。

番号8です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇の2筆です。2筆共に登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,343㎡、1,422㎡、合計2,765㎡です。内容は、再設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物です。期間は3年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号9です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,130㎡です。内容は、新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物です。期間は2年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号10です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、1,645㎡です。内容

は、新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物です。期間は10年の使用貸借。以下記載の通りです。

番号11です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。登記簿地目は田、現況地目も田です。面積は、2,504㎡です。内容は、新規です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通り。利用目的は、飼料作物です。期間は10年の使用貸借。以下記載の通りです。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

6 番 番号4の借り手は、貸してる農地があるようですがどういうことでしょうか。

事 務 局 借り手の所有農地を集積・集約の観点から別の耕作者に貸しています。集積・集約になりますので、農業委員会としても認めて良いものと考えています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第2号番号1から番号11までの原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号番号1から番号11までの原案について同意することを決定します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第3回総会を閉会致します。

令和6年第3回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

2 番

5 番